

## 公述にあたっての注意事項

公聴会の円滑な進行を図るため、以下の事項を必ず遵守願います。もし、守られない場合には、議長又は議長補助者により注意され、又は公述の中止、退場等を命じられることがあります。

1. 公述（質疑を含む。以下同じ。）は、公述の申出1件当たり30分以内で行ってください。この30分には、起業者に質問をされる場合で、この質問及び回答に要する時間が含まれることにご留意ください。

この時間を超えて、意見を述べたり、質疑をされようとする場合には、議長により、公述の中止を命じられることとなります。また、起業者に質問をされる場合で、相手方の回答に要する時間を見込むと持ち時間を超えると認められる場合にも、同様に、公述の中止を命じられることとなります。

議長による中止の命令に従わない場合は、会場からの退場を命じられることとなります。なお、公述人が公述前に退場を命じられた場合は、以降の公述はできなくなります。

2. 公述は、申出書に記入された意見の要旨の範囲内で行ってください。もし、範囲を逸脱した公述があった場合には、議長により当該公述部分が認められないことがあります。また、議長を相手方として質疑を行うことはできません。
3. 公述していただく順番になりましたら、議長から公述席への移動をお願いしますので、その指示を受けてから移動してください。それまでの間は、会場内の公述人席にてお待ちください。なお、会場内にて待機する際は、静穏を保持してください。
4. 申出書に記入された公述人に限り、公述席で発言することができます。同時に公述席にいる人数は、公述人及びその補助者を含め3人以内としてください。
5. 議長又は議長補助者が、発言の中止、退場等の指示・命令をしたときは、これに従ってください。
6. 会場内の安全の確保若しくは秩序の維持又は公聴会の円滑な運営が困難となった場合には、議長により公聴会を打ち切ることとしております。
7. プラカード、拡声器、横断幕、のぼり、発煙筒等、公聴会の円滑な進行に支障となるおそれのある物を会場に持ち込み、他の公聴会参加者の公述・傍聴等の支障となるような行為をしないでください。また、通行の支障となるような大きな物品は、会場に持ち込まないでください。
8. 会場内において、ビラ等の文書の配布、集会、署名の募集、募金、演説、物品の販売等を行うことはできません。
9. 会場内での飲食、喫煙はご遠慮ください。
10. 会場内では、携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定し、通話はご遠慮ください。